グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号、平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行)



グリーン購入法とは

- ■国等の公的機関が環境に配慮した物品、サービスを調達することによって、需要側の取組から市場を環境物品等に転換し、持続可能な社会を構築することをねらいとした法律です
- ●国等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類である「特定調達品目」については、環境配慮の要件(判断の基準)が定められており、国等の機関は判断の基準に適合した物品等を調達することが義務付けられています

背景

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮 して、必要性をよく考え、環境負荷への負荷ができるだけ少ない

製品やサービスを選択し、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。グリーン購入は、購入者の 消費行動を環境に配慮したものにすることで、供給者に環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮 型へ変えていく力を持っています。

我が国では、循環型社会形成推進基本法に紐づく個別法として、平成12(2000)年に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法が制定されました。法律の施行に伴い、国等の機関をはじめ、地方公共団体、事業者等におけるグリーン購入の考え方や取組が普及し、一定の成果があがっています。

グリーン購入法は、持続可能な社会を構築する手段の一つとして、我が国における関連計画、制度等においてもその重要性が再認識されており、一層の連携と活用が求められているところです。

対象機関

法律の対象は以下のとおりとなっており、国等の機関をはじめと した各主体は、物品等の調達・購入を行う際、基本方針に則し、

ライフサイクル全体での環境負荷低減や物品等の合理的な使用について考慮することが求められています。

義務

国等

各府省庁、独立行政法人、 特殊法人の一部、国立大学法人等

努力義務

地方公共団体等

地方公共団体、 地方独立行政法人

基本的責務

事業者、国民

定義

法律及び法に基づく基本方針(環境物品等の調達の推進に関する基本方針)における用語の定義は以下のとおりです。

各特定調達品目に係る用語の定義等については、基本方針の備考等に記載しています。

用語	定義			
環境物品等	環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務			
国等	国及び独立行政法人、特殊法人、国立大学等			
基本方針	国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるもの			
調達方針	各機関が個別に定める毎年度の調達の方針			
特定調達品目	国等が重点的に調達を推進する環境物品等の種類			
特定調達物品等	特定調達品目の判断の基準を満たした物品又はサービス			
判断の基準	法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準			
基準値1	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの			
基準値2	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最 低限の基準として示すもの			
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項			

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

目 的(第1条)

環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)について

- ①国等の公的機関における調達の推進
- ②情報の提供など



環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国等における調達の推進

基本方針の策定(第6条)

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関(第7条、第8条)

(国会、裁判所、各府省庁、独立行政法人等)

毎年度「調達方針|を作成・公表



調達方針に基づき、調達推進



調達実績の取りまとめ・公表 環境大臣への通知



環境大臣が各大臣等に必要な要請(第9条)

地方公共団体・地方独立行政法人 (第10条)

- ●毎年度、調達方針を作成
- ●調達方針に基づき調達推進 (努力義務)





環境調達を理由として、 物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮(第11条)

事業者・国民(第5条)

物品購入等に際し、できる限り、 環境物品等を選択

(一般的青務)

情報の提供

製品メーカー等(第12条)

製造する物品等についての適切な環境情報 の提供

環境ラベル等の情報提供団体(第13条)

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報 の提供

国(政府)

- 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供(第14条)
- 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討(附則第2項)

基本的考え方

グリーン購入法の基本方針では、環境物品等の調達推進の 基本的考え方として以下の3点が掲げられています。

1. 環境負荷の少ない物品等及び環境負荷低減に努めている事業者の選択

価格や品質などに加え、できるだけ環境負荷の少ない物品等の積極的な調達を考慮する必要があります。また、環境物品等を調達する際は、物品そのものの環境負荷だけでなく、物品等の設計・製造、販売等を行っている事業者による環境マネジメントや情報公開等の取組にも配慮することが重要です。

2. ライフサイクル全体を考慮した物品等の調達

物品等を選択する際は、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体の環境負荷の低減を考慮する必要があります。また、大気汚染など地域に特有の環境問題を抱えている場合は、それに応じた環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要です。

3. リデュースを最優先

環境物品等の調達推進を理由に調達総量が増加しないようにすること、すなわち、調達量自体の抑制(リデュース)に配慮しなければなりません。調達した環境物品等の長期的かつ適正な使用や分別廃棄に留意し、環境負荷が着実に低減されることが重要です。

対象分野及び対象品目 【特定調達品目】

22分野288品目が対象 【令和7(2025)年1月閣議決定】

令和7(2025)年1月閣議決定の基本方針に基づく、特定調達品目の対象となる分野は以下の22分野です。 最新の情報は環境省ホームページを参照ください。環境物品等の調達の推進に関する基本方針 | 環境省

物品

1.紙類、2.文具類、3.オフィス家具等、4.画像機器等、5.電子計算機等、6.オフィス機器等、7.移動電話等、8.家電製品、9.エアコンディショナー等、10.温水器等、11.照明、12.自動車等、13.消火器、14.制服・作業服等、15.インテリア・寝装寝具、16.作業手袋、17.その他繊維製品、18.設備、19.災害備蓄用品、22.ごみ袋等

公共工事

20.公共工事 (資材、建設機械、工法、目的物)

役務

21.役務

グリーン購入法基本方針では、**国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込めるもの**を特定調達品目として定めています。特定調達品目及びその判断の基準等については毎年度見直しが行われ、当初14分野101品目であった品目数は**22分野288品目**まで拡充されています。

なお、環境性能に優れた環境物品等であって、国等が率先してこれらの物品等を調達する必要がある場合には、国等の機関における調達が限定的であっても、地方公共団体や事業者等への波及効果も見据え、特定調達品目への追加について検討することとしています。

判断の基準の概要

特定調達品目の判断の基準等については、各分野・品目ごとの特性に応じた環境負荷を考慮して設定しており、製品の技術開発の進展

状況、特定調達物品等の普及の状況及び国内外の環境政策の動向等を踏まえ、毎年度見直しを行っています。

特定調達品目の対象分野と判断の基準の概要

分野・品目	判断の基準の概要(着目している環境配慮の内容)		
共通の判断の基準(原材料に鉄鋼が 使用された物品)	鉄鋼に係る温室効果ガスの削減実績量の付与、定量的環境情報(CFP)の算定・開示		
紙類(情報・印刷用紙、衛生用紙)	再生材料(古紙パルプ)、持続可能な森林経営(森林認証材、間伐材等)の使用 等		
文具類、オフィス家具等	再生材料(古紙パルプ・再生プラスチック)、紙・木質の持続可能な森林経営 (森林認証材、間伐材等)、バイオマスプラスチックの使用、環境配慮設計 (金属)等		
画像機器等、電子計算機等、オフィ ス機器等	消費電力、エネルギー消費効率、特定の化学物質の使用制限、リデュース、 再生型機・部品リユース型機(複合機)、再生プラの使用 等		
移動電話等、家電製品、エアコン ディショナー等、温水器等	環境配慮設計(移動電話等)、エネルギー消費効率、ノンフロン化、特定の化学物質の使用制限 等		
LED照明器具、電球型LEDランプ	固有エネルギー消費効率、省エネ機能、ランプ効率、演色性等		
自動車等(電気自動車、ハイブリッド自動車、乗用車用タイヤ等)	電動車は適合、燃費(ハイブリッド車、ガソリン車に規定)、排出ガス、転がり抵抗(タイヤ)等		
消火器	再生薬剤の使用		
繊維製品(制服・作業服、カーテン、 カーペット、毛布等)	再生材料(再生PET樹脂)、故繊維、未利用繊維、バイオベース合成ポリマー 含有率、回収システム 等		
設備(太陽光発電システム)	セル実効変換効率、エネルギーペイバックタイム、環境配慮設計 等		
設備(太陽熱利用システム)	日集熱効率、集熱器及び周辺機器に係る情報開示		
設備(節水器具、給水栓)	節水性能		
設備(日射調整・低放射フィルム)	遮蔽係数、可視光透過率、熱還流率 等		
災害備蓄用品(食品、生活用品・資 材)	賞味期限(長期保管性)、保管スペースの狭小化、内容物の表示 等		
公共工事	資材、建設機械、工法、目的物の各品目について判断の基準を設定		
役務(印刷)	用紙の環境配慮、リサイクル適性及び表示、印刷工程の環境負荷低減 等		
役務(庁舎管理、清掃)	省エネ対策、エネルギー増大の要因分析・改善提案、フロン類の適切な管理 (庁舎管理)、ごみの分別収集、揮発性有機化合物(清掃) 等		
役務(輸配送、旅客輸送、引越輸送)	輸送効率、エネルギー使用の合理化等		
役務(食堂、小売業務、会議運営)	食品ロス削減、ワンウェイプラスチックの使用削減等		
役務(飲料自動販売機設置)	エネルギー消費効率、ノンフロン、環境配慮設計、容器の回収・リサイクル等		
ごみ袋(プラスチック製)	再生プラスチック、バイオマスプラスチックの使用等		

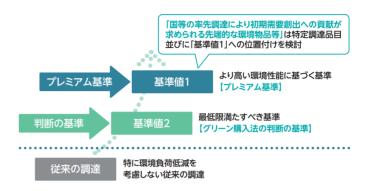
2段階の判断の基準

より高い環境性能を示した「基準値1 |による調達を推進

特定調達品目の判断の基準は、供給量等を踏まえ、全国的に調達可能なレベルに設定する必要があるため、必ずしも先進的な基準ではない場合があります。このため、平成31(2019)年度の基本方針より、より高い環境性能を示した「基

準値1」、最低限満たすべき「基準値2」の2段階の判断の基準を設定し、適用品目を順次拡大しています。各機関が調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り、高い環境性能による調達を推進することが求められています。

なお、この2段階の判断の基準は、プレミアム基準の考え方に基づき、基本方針に位置付けられたもので、市場への波及効果及び技術開発の進展等を考慮し、より高い環境性能の製品が常に市場を牽引できる基準となるよう、検討することとされています。



見直しフロー

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行うこと

とされています。5年間の見直しスケジュールに基づき、毎年度、一定の特定調達品目について点検、見直しを行い、必要に応じ判断の基準等を改定しています。

見直しにあたっては、製品を製造・販売する事業者や各府省庁からの提案も参考とし、政策的に調達を推進すべき点も 考慮した上で特定調達品目検討会に提案、審議され、承認されたのちにパブリックコメント等の所定の手続きを経て、 基本方針変更閣議決定が行なわれます。※重点的に検討を行う品目は専門委員会を設置し検討

追加と見直しのフロー(毎年度)

7月~9月 1月~2月 時期 5月 7月 10月 11月 12月 ヒアリング等 パブリック 項目 提案募集 特定調達 特定調達 特定調達 閣議決定 品目検討会 コメント、 品目検討会 品目検討会 (第1回) (第2回) 各省協議 (第3回)

運用

国等の各機関は、以下の運用スケジュールに則し環境物品等の調達を推進します。

法に基づく運用スケジュール

時期	1~2月頃	3月末まで	4月~翌年3月末	翌年6月末
主体	国	各機関	各機関	各機関
実施事項	基本方針作成 (毎年度、見直し、 変更閣議決定)	基本方針に基づき翌年 度の調達方針を作成、 調達目標を設定し公表	調達方針に基づく調達 の推進、調達実績の把握、集計	調達実績の概要をとり まとめ、環境大臣に報 告、公表
根拠	法第6条	法第7条	法第7条.第11条	法第8条

国等の機関における特定調達物品等(グリーン購入法適合品)の調達実績 ⇒95%以上適合が全品目の約8割

適合性の確認方法

グリーン購入法には認証制度はなく、**事業者自らによる自己適合宣言の仕組み**で運用されています。調達者は事業者等によるグリーン

購入法適合の表示等を参考にし、既存の環境ラベル等を活用するなどの方法でグリーン購入法の適合品を選択する必要があります。

環境省では、「**グリーン購入の調達者の手引き」**において、既存の環境ラベルを活用した判断の基準への適合の確認方法を解説しています。

エコマークの認定基準はグリーン購入法より幅広い項目をカバーしており、数値基準も高く設定されているため**エコマーク認定を取得している製品は判断の基準に適合**します(一部例外有。エコマーク事務局のホームページにおいてグリーン購入法との対応表を提供)。

製品の業界団体において、グリーン購入法の適合品に係る情報を提供している場合や、販売事業者のサイトにおいて、適合品を絞り込み検索できる場合もあります。

事業者等は、「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」(平成26年3月版)を参考として、グリーン購入法に適合している旨を宣言又は表示する必要があります。



事業者

適合品であることの確認・宣言 (自己適合宣言)

調達者

既存の環境ラベルやメーカー・販売事業者が提供する 情報により適合性を確認

地方公共団体等における 調達の手順

リーン購入を推進する際の手順を記載しています。

組織において、グリーン購入を継続的に実践するためには、「調達方針の策定」「グリーン購入の実施」「調達実績の把握、公表、効果評価」の段階を経ることが重要です。以下に地方公共団体等においてグ

1. 調達方針の策定

継続的に実践するためには、調達の現状把握及び体制整備を行うことが必要です。国の基本方針や他の地方公共団体等の調達方針等を参考として調達方針を策定し、対象とする品目、調達基準及び調達目標を設定します。選定にあたっては、地域の実情に応じた品目選定を行うことが重要です。(法第10条)

2. グリーン購入の実践

対象となる物品等の調達基準への適合判断に関する情報 は、エコマーク等の環境ラベルや製品の製造事業者・販 売事業者等が提供するカタログ・ホームページ等により 確認します。

職員に対しては、グリーン購入の意義やメリット等の知識 の共有・普及啓発を行うことが重要です。

3. 調達実績の把握・公表・効果評価

調達実績の管理、集計等を効率的に実施する仕組みを構築します。総調達量、適合品の調達量、適合品の調達率、目標達成率等を把握するとともに、非適合の場合の情報も把握します。グリーン購入による削減効果は、通常品を購入した場合とのCO2削減効果等との比較だけではなく、調達総量の抑制や長期使用等に伴う経費削減効果、業務の効率化等の副次的な効果を把握することも重要です。

環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/

判断の基準を理解するには

グリーン購入法基本方針(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html

グリーン購入の調達者の手引き(環境省:令和7年2月)

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html

グリーン購入法<文具類>の手引き 第22版(一般社団法人全日本文具協会)

https://www.zenbunkyo.jp/docs/green_2025.pdf

協会URL https://www.zenbunkyo.jp/

グリーン購入法の手引き[オフィス家具等]第12版(一般社団法人日本オフィス家具協会)

https://www.joifa.or.jp/pdf/green 2023.pdf

協会URL https://www.joifa.or.jp/

具体的な製品情報を調べるには

エコマーク商品検索(運営団体:公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局)

https://www.ecomark.jp/search/search.php

エコ商品ねっと(運営団体:グリーン購入ネットワーク(GPN))

https://www.gpn.jp/econet/

環境ラベル等データベース(環境省)

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/

省エネ製品情報サイト(資源エネルギー庁委託事業)

https://seihinjyoho.go.jp/

地方公共団体の取組を知るには

グリーン購入取組事例データベース(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.netl内)

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/jirei_db_00527.html

地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内)

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html

説明会・研修会に参加するには

「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会(環境省ポータルサイト「グリーン購入法.net」内) https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/setsumeikai.html

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL: 03-5521-8229 E-MAIL: gpl@env.go.jp

